

18 主な変更点とお知らせ

申込みをされる方、既に保育所等に入所されている方にお知らせしたい事項等、重要なお知らせとなっておりますので必ずお読みください。

【1】 医療的ケア児の優先的な入所について

区では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行をふまえ、地域における医療的ケア児の支援体制の整備を推進しています。

この一環として、区内の医療的ケア児が、医療的ケアの実施体制が整った保育所等に入所を希望する場合、以下の優先的な利用調整を実施します。

- (1) 4月入所については、優先的な利用調整を行います。(詳細は P28 をご覧ください。)
- (2) 5月入所～2月入所については、調整指数項番 25 により指数の加点を行います。

【2】 里親家庭の優先的な入所について

親元での養育が困難となった子どもを引き取る里親家庭について、新たに調整指数項番 26 により指数の加点を行います。

【3】 その他の利用調整に係る指数の見直しについて

(1) 世帯及び保護者に係る調整指数

これまで調整指数項番 1～5 は重複して適用せず、重複したもののうち最も高い指数の一つを加点していましたが、調整指数 5 番は単独で指数を加点できるよう見直しを行いました。(調整指数 1～4 は、引き続き重複して適用しません。)

(2) 親族が経営する事業に就労する場合の調整指数

令和 6 年度までの利用調整において、「親族が経営している事業に就労し、給与収入が 103 万円以下の場合」は 2 点の減点をしていましたが、当該調整指数を削除しました。

(3) 就労状況(日数・時間等)に対して就労実績に整合性がない場合の調整指数

就労状況(日数・時間等)に対して就労実績に整合性がない場合、これまで 2～4 点を状況に応じて段階的に減算していましたが、より就労実績に即した指数の適用を行うため、2～12 点の減算に見直しを行いました。

【4】 同一指数の場合の優先順位の見直しについて

同一指数の場合の優先順位項番④について、「令和 7 年 4 月入所までの利用調整において適用する」ことになっていましたが、「令和 10 年 4 月入所までの利用調整において適用する」に見直しを行いました。(その他の適用条件に変更はありません。)

【5】 兄弟姉妹同園入所への取り組みについて

令和 7 年 2 月 1 日までに杉並区民として、個別連携元施設に在園し、令和 7 年 3 月 31 日をもって当該施設の最年長クラスを卒園する方が、個別連携先施設を第一希望とした入所の申込みをする場合であって、当該児童の兄弟姉妹が利用する個別連携元施設または当該児童の申込みをする個別連携先施設へ第一希望で入所・転園の申込みをする場合も対象とします。

詳細は、P23 「兄弟姉妹同園入所・転園への取り組み(4月入所選考のみ適用)」の※8 をご覧ください。

【6】 認可保育所等に入所できない方・夜間保育を必要とする方向けベビーシッター利用支援事業について

「認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業の申込みで利用不可となった保護者」「夜間保育を必要とする保護者」の負担軽減のため、ベビーシッターの利用料金および交通費を補助します。補助額・申請方法などの詳細は、区のホームページ(右 2 次元コード)をご覧ください。

※地域子育て支援課が実施している「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり)」および P59 「認可外保育施設の保育料無償化・保育料補助制度」との併用はできません。

《事業詳細》



よくあるご質問 FAQ

申込みについて

Q 既に「保育の必要性」の認定を受けており、認可保育所等利用申込みをする際に、マイナンバー記入用紙の提出は必要ですか？

A 不要です。

Q 現在育児休業中です。保育所に入所ができない場合、育児休業を延長したいと思っています。必要な手続きはありますか？

A 勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

利用調整について

Q 希望順位は利用調整に関係ありますか？

A 令和3年4月入所利用調整から、希望順位による優先はなくなりました。複数の園に内定が出る場合は、その中で一番希望が高い園に内定を出します。

Q 申込み期間が長い方が有利になりますか？

A 申込んである期間が長いかわかりませんが、利用調整では一切関係ありません。

Q 現在育児休業中ですが、4月入所を希望する場合には、育児休業期間は3月末日までにしたほうがいいですか？

A 育児休業期間は無理に3月末日までにする必要はありません。申込日時点で取得が可能な期間の証明を受けご提出ください。ただし、4月に入所する場合は4月中に復職が必要です。

Q 父が会社勤務かつ育児休業制度の適用対象であり、母が育児休業制度のない自営業の場合、調整指数項番17(P26参照)は適用されますか？

A 適用されません。

保育料について

Q 休園期間中の保育料はどうなりますか？

A 休園期間中であっても、月々の保育料は通常どおり徴収します。(日割り計算はできません。)

Q 月の途中で退園した場合の保育料の計算はどうなりますか？

A 毎月1日に在園している児童に対して保育料がかかります。※月の途中で退所しても、日割り計算はありません。

Q なれ保育は保育時間が短くなりますが、その分の保育料は安くなりますか？

A 保育する日数や時間によって減額することはできません。

実費徴収について

Q 保育料の他にかかる費用はありますか？

A 写真代や教材費などについて、事前に保護者の同意を得た上で徴収する場合があります。項目や徴収額は保育施設によって異なりますので、ご不明な点は各施設にお問合せください。

その他の保育施設について

Q 家庭福祉員・グループ保育室はどのように申込みを行いますか？

A 家庭福祉員・グループ保育室は、見学等や施設の詳細、申込み方法等を各施設に確認のうえ、直接申込みをしてください。利用開始までに「保育の必要性の認定」を受けている必要があります。認定を受けていない方は、区に認定申請をしてください。

Q 自家用車で送迎してもいいですか？

A 保育施設には送迎用の駐車場はありません。近隣住民に迷惑がかかるため、自家用車での送迎は行わないでください。

その他の質問はこちらに掲載しています。

入園相談チャットボット

※ご利用いただくには、杉並区公式 LINE の友だち追加が必要です。



20 電子申請が可能な申請について

杉並区では令和6年10月現在、下記の申請・申込みで電子申請手続きが可能です。

保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ※マイナンバー記入用紙は別途郵送いただく必要があります	 https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kosodate/navi/syorui/1069062.html
保育所等転園申込書	
希望保育施設等変更届	
区立保育園 延長保育申込書	
保育所等（利用・転園・延長）申込取下届 兼 保育所等利用内定辞退届	
復職証明書提出期限延長願	
育児休業取得証明書・育児休業届 提出フォーム	
復職証明書 提出フォーム	
復職（就労再開）に関する確認書 提出フォーム	
保育の必要性の認定申請	
認定事由の消滅届 兼 保育園退園（継続通園）届	
各種届出書 提出フォーム	
変更認定申請書 提出フォーム	 https://logoform.jp/f/VqHeN
保育課（区役所本庁東棟3階）窓口予約	
子どもセンター（裏面参照）窓口予約	 https://logoform.jp/form/Y4gR/338513

